

外務省

外務省	
外務大臣	※
副大臣	(2人)※
大臣政務官	(3人)※
大臣補佐官	(1人以内)※
事務次官	
外務審議官	(2人)
秘書官	(1人)※
2025年日本国際博覧会政府代表	※
2025年日本国際博覧会終了日から 起算して1年を経過した日(令和8年 10月13日予定)に廃止。	
2027年国際園芸博覧会政府委員	※
2027年国際園芸博覧会終了日から 起算して1年を経過した日(令和10 年9月26日予定)に廃止。	

大 臣 官 房 (1,328)

- 公文書監理官 (1人、充て職)
- 監察査察官 (1人)
- 儀典長 (1人)
- 外務報道官 (1人)
- 国際文化交流審議官 (1人)
- 地球規模課題審議官 (1人)
- 審議官 (16人、うち3人充て職)
- 政策立案参事官 (1人)
- サイバーセキュリティ・情報化参事官 (1人)
- 参事官 (12人)
- 調査官 (1人)

総 務 課

人 事 課

情報システム総括課

会 計 課

在 外 公 館 課

広報文化外交戦略課

報 道 課

文化交流・海外広報課

儀典総括官 (1人)

要人往来支援総括官 (1人)

総 合 外 交 政 策 局 (186)

参 事 官 (4人、うち3人は充て職)

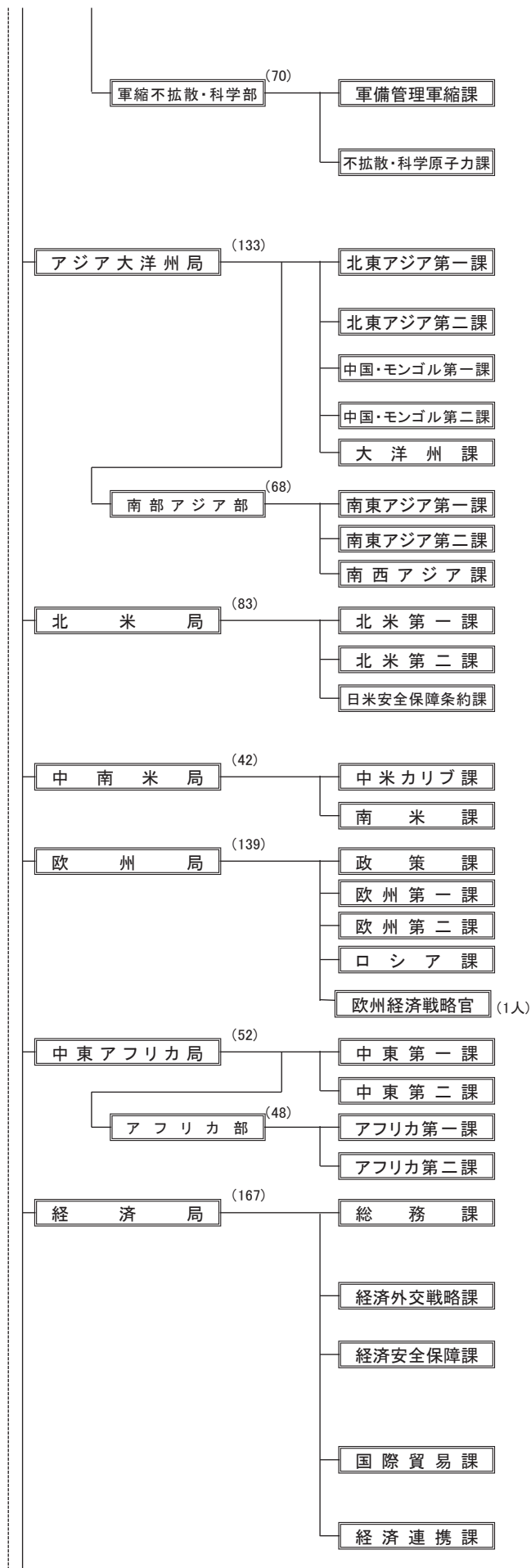
総 務 課

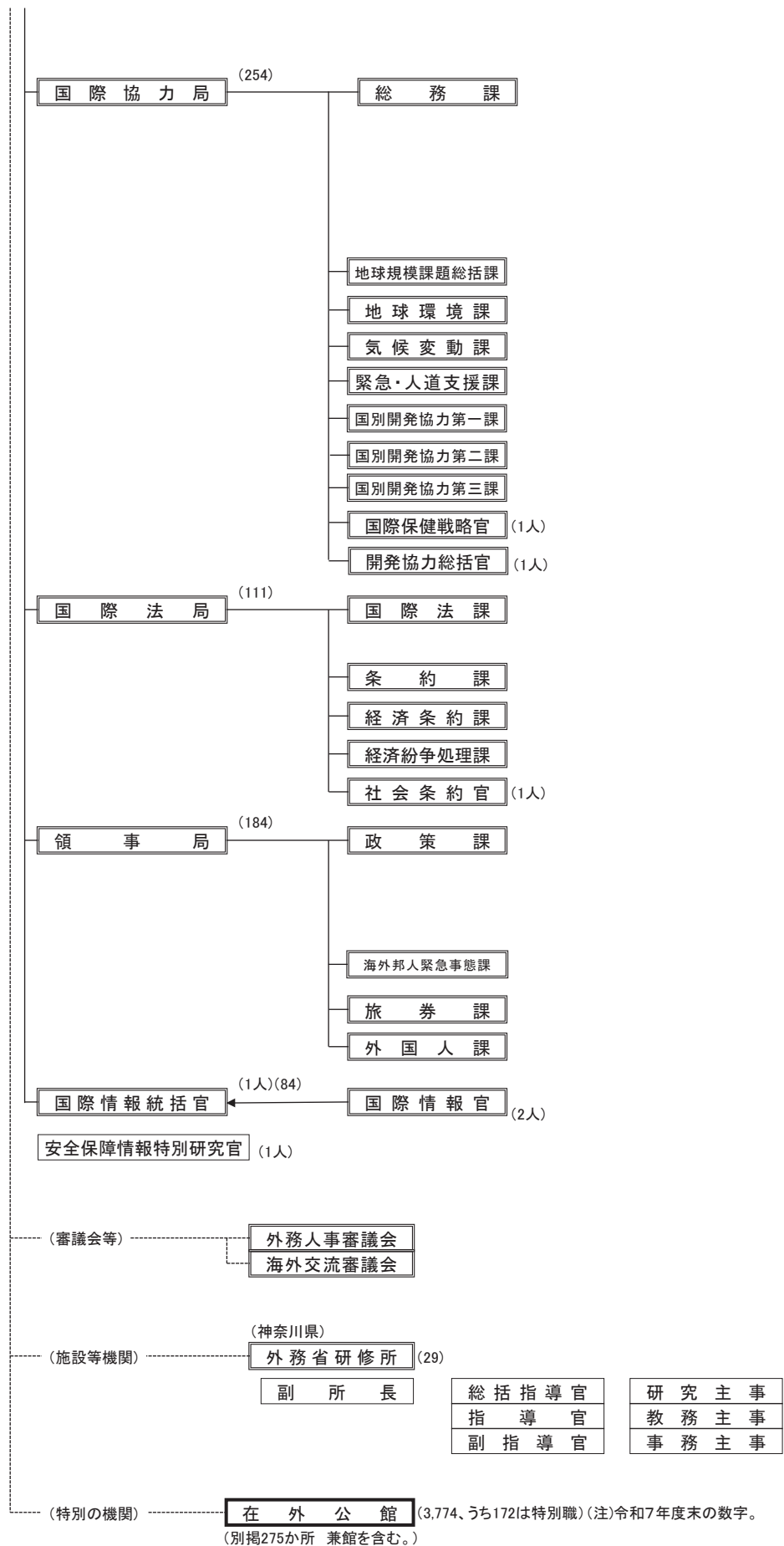
安全保障政策課

安全保障協力課

国 連 課

人 権 人 道 課





在外公館一覧表		
大使館 195か所	ア ジ ア 地 域 21か所	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、 パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、 [△] ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、 ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
	大 洋 州 "	オーストラリア、キリバス、 [△] クック、サモア、ソロモン、 [△] ツバル、トンガ、 [△] ナウル、 [△] ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、 [△] バプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
	北 米 "	アメリカ合衆国、カナダ
	中 南 米 "	アルゼンチン、 [△] アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、 [△] ガイアナ、キューバ、 [△] グアテマラ、 [△] グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、 [△] スリナム、 [△] セントクリストファー・ネービス、 [△] セントビンセント、 [△] セントルシア、 [△] チリ、 [△] ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、 [△] パナマ、 [△] バハマ、パラグアイ、パルバドス、ブラジル、ベネズエラ、 [△] ベリーズ、ペルー、ボリビア、 ホンジュラス、メキシコ
	欧 州 "	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、 [△] アンドラ、イタリア、ウクライナ、 ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、 [△] クロアチア、 [△] コソボ、 [△] サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、 タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、 フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、 [△] マルタ、 [△] モナコ、モルドバ、 [△] モンテネグロ、ラトビア、 [△] リトアニア、 [△] リヒテンシュタイン、ルーマニア、 ルクセンブルク、ロシア
	中 東 "	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、 サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン
	ア フ リ カ "	アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、 [△] エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、 [△] カーボベルデ、ガボン、 [△] カメルーン、 [△] ガンビア、ギニア、 [△] ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、 [△] コモロ、 [△] コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、 [△] サントメ・プリンシペ、ザンビア、 [△] シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、 [△] 赤道ギニア、 [△] セネガル、 [△] ソマリア、 [△] タンザニア、 [△] チャド、 [△] 中央アフリカ、 [△] チュニジア、 [△] トーゴ、 [△] ナイジェリア、 [△] ナミビア、 [△] ニジェール、 [△] ブルキナファソ、 [△] ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、 南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、 [△] リベリア、 [△] ルワンダ、 [△] レソト
総領事館 67か所	ア ジ ア "	コルカタ、チェンナイ、ベンガルール、ムンバイ、スラバヤ、デンパサール、メダン、チェンマイ、 済州、釜山、広州、上海、重慶、瀋陽、青島、香港、カラチ、セブ、ダバオ、ダナン、ホーチミン、ペナン
	大 洋 州 "	シドニー、パース、ブリスベン、メルボルン、オークランド
	北 米 "	アトランタ、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ナッシュビル、ニューヨーク、 ハガツニヤ、ヒューストン、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、カルガリー、トロント、 バンクーバー、モントリオール
	中 南 米 "	クリチバ、サンパウロ、マナウス、リオデジャネイロ、レシフェ、レオン
	欧 州 "	ミラノ、エディンバラ、バルセロナ、デュッセルドルフ、ハンブルク、フランクフルト、 ミュンヘン、ストラスブール、マルセイユ、ウラジオストク、サンクトペテルブルク、ハバロフスク、 ユジノサハリンスク

	中 東 地 域 3か所	ドバイ、ジッダ、イスタンブール
政府代表部 13か所	ア ジ ア " 1か所	東南アジア諸国連合日本政府代表部（ジャカルタ）
	北 米 " 2か所	国際連合日本政府代表部（ニューヨーク） 国際民間航空機関日本政府代表部（モントリオール）
	欧 州 " 8か所	在ウィーン国際機関日本政府代表部（ウィーン） 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部（ジュネーブ） 軍縮会議日本政府代表部（ジュネーブ） 経済協力開発機構日本政府代表部（パリ） 国際連合教育科学文化機関日本政府代表部（パリ） 欧州連合日本政府代表部（ブリュッセル） 北大西洋条約機構日本政府代表部（ブリュッセル） △ 在ローマ国際機関日本政府代表部（ローマ）
	ア フ リ カ " 2か所	アフリカ連合日本政府代表部（アディスアベバ） △ 在ナイロビ国際機関日本政府代表部（ナイロビ）

（注）△は兼轄公館を表す。

（注）本一覧表については、令和7年度末時点。